

市税の滞納処分を強化しています

照会先 税務課収納係 ☎ 23 - 8789、23 - 7732 (直通)

市税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進める上で、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している多くの市民の皆さんとの公平性を欠くことになるとともに、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになります。

このことから、納税相談もなく納付のない悪質な人に対しては、滞納処分により強制的に徴収していますが、10月～12月は「滞納処分強化月間」として家宅搜索、タイヤロックなども含めた滞納処分を集中的に実施します。

10月・11月・12月は、滞納処分(財産差押)強化月間です

○滞納処分とは

市が滞納者の財産を差押えすることです。

私債権とは異なり、税を滞納している場合、市は裁判所に訴える必要はなく、差押えできます。

・家宅搜索

滞納した税金を徴収するため、滞納者の住居などに立ち入り、公売可能な財産を探して差押えをする強制処分です。

・タイヤロック

滞納者の自動車を運行できない状態にすることです。タイヤロック装着後も納税しようとする意思が見られない場合には、自動車を引きあげインターネットなどで公売を実施します。



○滞納処分(財産差押)の対象となる主な財産

- ①債権(預貯金・給与・年金・生命保険・国税還付金・売掛金・賃料など)
- ②不動産(土地・建物)
- ③動産(絵画・美術品・自動車など)

○市税差押件数および換価額(平成23年度実績)

預貯金	売掛金	給与	生命保険	国税還付金	賃料	不動産	合計(件)	換価額(円)
99	4	15	17	124	2	14	275	45,189,467

○納税は国民の義務です

支払能力があるにも関わらず遊興費、住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

○納期内納付にご協力ください

市税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状や催告書の発送などに多額の経費がかかり、その経費も市税で負担することになります。納期限内の納付にご協力をお願いします。

○延滞金について

延滞金は、納期内納付している大多数の皆さんとの公平性から課されるもので、納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ年14.6%(納期限日の翌日から1カ月の期限は平成24年中は4.3%)で計算し、徴収します。

○納税が困難な人は、1人で悩まず、放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、1人で悩んだり、放置したりしないで、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

◎滞納処分までの流れ

①納税通知書発送

②督促・催告

納期限を過ぎると、督促状を発送します。(延滞金が発生する場合があります。)それでも納付していただけない場合は、文書で納税の催告を行います。

③財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。なお本人の承諾は必要ありません。

④滞納処分(財産差押)

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分(財産差押)を行います。

⑤換価処分(債権取立・不動産公売)

債権は原則即時で取立てします。不動産については公売(売却)により換価し、税に充当します。